

平成30年1月

町内会長 各位

自治会活動総合保障制度のご案内

立春の候、自治会活動に携わっておられます皆様におかれましては、住民の方々の親睦と健康増進、文化・教養の向上のため、種々の活動・行事を通じて、日々ご尽力のことと存じます。

しかし、このような行事にも不幸にも事故が発生いたしますと、そもそもの目的が達せられないばかりか、後々まで悔いが残り、今後の活動に差し障りが生じることもございます。このような事態を避けるために、種々の事故防止対策を講じておられることと存じますが、万が一事故が発生した場合の事故対策をも手配しておくことが必要です。

そこで弊社では、自治会役員および住民の皆様が安心して自治会の活動・行事に参加していただけますように、『自治会活動総合保障制度』をご提案申し上げます。

不慮の事故への対策としてご検討の上ご採用賜れば幸いです。

この度の募集にあたりましては、**平成30年4月1日**よりの1年間の契約とし、

民間損害保険会社料率の約30%の割引を適用しています。

既に、多くの自治会にご加入頂いておりますので本プランができあがりました。

既に個別にご加入の場合には、別途ご相談下さい。

(終期を31年3月末に合わせた、中途加入の場合でも上記同様の割引を適用できます。)

【特定非営利活動法人
全国自治会活動総合保障共済会】
〒650-0064
加古川市加古川町溝之口469番地の3
リオ・レジュール加古川1階
TEL 079-456-0880

【事務委託会社（総括代理店）】
I BNホールディングス株式会社
〒675-0064
加古川市加古川町溝之口469番地の5
リオ・レジュール加古川203A
TEL 079-451-6213
FAX 079-451-6218

【取扱代理所】
I BNホールディングス株式会社
〒675-0064
加古川市加古川町溝之口469番地の5
リオ・レジュール加古川1階
TEL 079-456-0880
FAX 079-456-0882

①この保障制度の特色は

1. 年間の自治会活動、行事をもれなくカバーいたします。

自治会が1年間に主催または共催するすべての活動や行事をもれなくカバーいたしますのでご安心です。

2. 契約上のお手間をおかけいたしません。

年1回のご契約で1年間の全ての行事をカバーいたしますので、行事の都度保険のお申込みをいただく煩わしさははぶけます。

3. ワイドな補償をいたします。

活動や行事にともなって生じる対人・対物賠償事故のほか、次の損害または費用を包括的にカバーいたします。

- ①活動や行事に参加中の来賓や住民の方々の親族が傷害を負った場合、自治会が支払う見舞費用（自治会に賠償事故がなく道義的慣習として支払うお見舞金）
- ②活動や行事に参加中の住民が被る傷害事故
- ③雨または雪などの降水により活動や行事が中止または延期になった場合の費用損害

4. 割安な掛金になっています。

既存の損害保険会社の保険に比べ掛金が割安になりました。

約30%の割引を適用しています。

現金総合補償制度のご案内

現金総合補償制度とは……

窃盗・強盗・ひったくりなどの盗難をはじめとして、火災や爆発などによって現金について生じた損害を幅広く補償する、現金のための総合補償です。

1. ご契約の対象

貴町内会事務所等に保管中、または取引銀行・支払先・集金先との間で輸送中の現金および受取小切手が対象となります。

2. お支払いする損害※

偶然な事故による損害であれば、保管中・輸送中を問わずほとんど全ての損害が共済金お支払いの対象となります。

例えば・・・火災によって焼失した。

- 強盗が入り、強奪された。
- 夜間、外部から何者かに不法侵入され、盗難にあった。
- 集中中にひったくりにあった。

3. お支払いできない主な損害※

次のような損害は、共済補償の性質上お支払いの対象とはなりません。

- ①現金の受け払いの過誤もしくは照合誤りによる損害
- ②契約者、被共済者の不正行為による損害
- ③紛失・置き忘れや詐欺・横領による損害
- ④水災、地震・噴火による損害
- ⑤戦争・暴動による損害

4. お支払いする共済金※

共済金額(ご契約金額)を限度として、実際の損害額をお支払いします。

5. お支払いいただく掛け金

補償条件: 予想最高残高: 30万円/年間延送額3,000万円まで
免責 5,000円

※輸送中の1事故お支払限度額は、保管中の共済金額と同一とします。

※上記金額以上の規模の場合は、別途ご相談下さい。

年間掛け金: 5,000円

6. 契約方法

全国自治会活動総合保障共済会の補償制度の加入に合わせて、掛金を払ってください。

最終面の計算式を適用ください。

②ご契約のしくみ

1. 保障制度加入者

自治会（町内会・団地自治会等）の代表者

または、自治会（町内会・団地自治会等）連合会の代表者



2. 保障期間

1年間とします。

（今回の募集にあたりましては、既存の損害保険会社の約30%の割引を適用しますので、平成30年4月1日より1年間とします。）

（年度途中の加入については、掛け金を月割計算し、共済期間の満了日を平成31年3月31日に合わせます。）

3. 被共済者…次の方々の損害について保険金をお支払いします

保障内容	被共済者
① 賠償責任担保条項	自治会およびその住民
② 傷害見舞費用担保条項	自治会
③ 傷害担保条項	住民
④ 費用損害担保条項	自治会
⑤ 現金補償条項	自治会

4. 対象となる活動・行事

自治会が主催または共催し、総会・運営委員会または会則に基づく手続きを経て決定された自治会活動・行事とします。

◇例えば

①スポーツ活動	運動会／野球・ソフトボール大会・バレーボール大会 等
②レクリエーション活動	お祭り、盆踊り、ハイキング、キャンプ、バス旅行
③文化活動	講演会、講習会／展覧会
④清掃活動	道路・どぶ掃除／公園・集会所・公民館掃除
⑤防火・防犯活動	防災・消火訓練／夜まわり
⑥その他の活動	役員の定例集会、会費等の集金、新年会、忘年会

ご契約タイプおよび掛け金

契約タイプ		A	B	C	D
保障内容					
賠償責任限度額(対人・対物共通)		2000万円	3000万円	5000万円	1億円
傷 害 共済金	死亡・後遺障害	200万円	300万円	500万円	1,000万円
	入院日額	1,000円	2,000円	3,000円	5,000円
	通院日額	500円	1,000円	1,500円	2,500円
傷害見舞費用支払限度額		10万円	10万円	10万円	10万円
費用損害保険金額		50万円	50万円	50万円	50万円

※賠償責任については、免責金額を1事故千円とします。

※費用損害については、共済金額を限度に、損害額の70%をお支払いします。

世帯数による割引

集団募集となり、世帯数による割引を含めて一律約30%の割引を適用しています。

自治会活動総合保障制度 掛け金計算シート

世帯数		1世帯あたりの 掛金		費用損害 掛金		【任意】 現金総合補償 掛金
	×	A 68円 B 115円 C 177円 D 318円	+	6,000円	+	5,000円
世帯						

(円単位を四捨五入して10円単位とします。)

(計算例)

◎255世帯の自治会で、Cタイプにご加入の場合。

$$255 \text{ 世帯} \times 177 \text{ 円} + 6,000 \text{ 円} + 5,000 \text{ 円} = 56,135 \text{ 円} \Rightarrow \boxed{56,140 \text{ 円}}$$

(円単位を四捨五入して10円単位とします。)

◎中途加入の場合、上記計算掛け金の月割(残り期間・月数/12)計算となります。

ご加入の手続きについて

○全国自治会活動総合保障共済会(事務受託会社:IBNホールディングス株式会社)
または、担当代理所へご連絡下さい。

○掛け金の算出につきましては、上記の計算シート・計算例を参考に算出して下さい。

算出した掛け金を、同封の郵便振替用紙に必要事項を記入の上、払込下さい。

尚、5月以降の加入手続きにつきましては、掛け金に変更が生じますので、事前にご連絡頂きますようお願い致します。